平成２９年（フ）第１６２号
愛知県安城市大東町６番16号　市営住宅Ｃ－406
債務者　安藤　雄基
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０９号
大阪府岸和田市春木北浜町６番13号
債務者　大村　幸男（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２１６号
大阪府泉佐野市長滝844番地の２　Ｂ－101、前住所大阪府泉南市信達大苗代６番地の10
債務者　上野　久美
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２３０号
大阪府泉佐野市日根野2287番地の６
債務者　西村美智子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
大阪府泉佐野市中庄994番地の１
債務者　井口　政幸
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
大阪府貝塚市橋本1000番地、住民票上の住所大阪府大阪市生野区田島５丁目11番18号（住民票上の前住所）大阪市生野区林寺５丁目９番４号
債務者　水山こと　姜　　勝浩
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
大阪府泉佐野市鶴原1787番地の１暢楽荘、前住所大阪府貝塚市堀３丁目20番８号
債務者　根來　好宏
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２４６号
大阪府泉佐野市鶴原1190番地の７
債務者　乾　　松江
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
大阪府泉大津市楠町西５番19号
債務者　野崎　典子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２４８号
大阪府泉大津市東助松町３丁目14番３号
債務者　根来由美子
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２５０号
大阪府貝塚市海塚206番地１、前住所大阪府貝塚市加治29番地
債務者　浜崎　小代（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第９号
熊本県山鹿市方保田2987番地13
債務者　イノウエ　デイシーロルダン
1　決定年月日時　平成29年６月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
静岡県浜松市浜北区内野台２丁目12番27号
債務者　井口しげ子
1　決定年月日時　平成29年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２０４１号
大阪府摂津市正雀本町１丁目36番９－301号
債務者　喫茶麗アンド梨那こと　奥谷　智樹
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１３０号
大阪府寝屋川市萱島桜園町17番13号(304号)、前住所大阪府守口市南寺方中通１丁目６番16号
債務者　畑野　裕司
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３１２号
大阪府吹田市山田東１丁目17番７号　(202)、前住所大阪府吹田市千里丘下14番33号　(205)
債務者　今田まどか
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部